一、従業員会ヲ従前通リ認ムルコト
一、中間業務者排斥ノ件　（以上一般要求）
保線係要求
一、徹夜手當ハ旧ニ復シ一人七分支給ノコト
一、歩増一時間ハ之ヲ八旧ニ復シ一分ニスルコト
一、昇給ハ毎年一回ニ五銭以上ノコト
一、一ヶ年ニ一回外套ヲ支給スルコト
一、公休ハ一ヶ月三日ニスルコト
一、助手以上ハ日給ニ一円以上（組頭及組頭助手ハ日給一円五十銭以上ニスルコト）
電路要求
一、車庫保線、変電所、電路自動車ニ於テ現在午前五時以後ハ一時間ヲ〇、七分ニ計算シ居ルヲ一時間ハ一時トシテ計算スルコト
一、電気係ニ於テ残業ノ一割ヲ限度トシテ居ルヲ作業ノ都合ニ依リ制限セザルコト
一、変電所ニ於テ二十四時間勤務スル現在二十時間トシテ計算シ居ルモノヲ二十四時間トシテ計算スルコト（尚人員ハ従前通リ復スルコト）
一、徹夜ヲ従前ハ一人七分乃至一分ノ人トセラレシモノヲ従前ノ通リトスルコト
一、野田作業者ニ対シテ外套ヲ支給スルコト
一、常備人夫ヲ本採用トスルコト
一、電気従業員ノ運転関係者ノ賃金率ヲ同一トスルコト
一、劇場取扱者ニ対シテハ耐酸被服ヲ支給スベシ

以上

㊙

労秘第二四二三號

昭和八年九月十三日

警視総監　藤沼庄平

常務理事
労働課長
内務大臣　山本達雄殿
事務主任
社会局長官殿
埼玉縣知事殿

西武鉄道株式会社従業員ノ解雇及対運動ニ関スル件

發生	九、十八
解決	九、二五
使用労働者	一五七、
争議参加者	九七、
関係労働組合	全西部交通労働組合 竹島支部

5170
8.10.10

要旨

(1)本月十日午前午後ニ回ニ亘リ解雇反対従業員大会ヲ開催会社ガ解雇ヲ発表シタル時ハ全員辞表ヲ提出スル事外四件ヲ決定セリ

(2)会社ノ解雇発表時期ハ本月十五日若ハ本月廿五日頃ノ予定

標記運動其後ノ経過左記ノ通ニ有之

記

(一)従業員大会開催状況